

2021-6 税務・労務・法務情報

・ RR (Revenue Regulation)

2021-09 VAT課税取引への区分変更について

以下の取引は **12% VAT課税取引** とする。(以前は0%課税取引に区分されていました)

1. 非居住者に販売する原材料・梱包資材等で、居住輸出製造業者に配送される取引
2. 輸出比率が70%超の製造業者に対して原材料・梱包資材等を販売する取引
3. オムニバス投資法 (E0226) その他の特別法に規定される取引
4. 非居住者に対する役務の提供 (製造・加工等) で最終的に輸出される物品の一部を構成する取引
5. 輸出比率が70%超の製造業に対する製造下請け等の役務の提供取引

* 本規則により、PEZA企業はVAT12%課税となるのでは? との多くの照会を受けております。PEZAの優遇措置は、別枠にて規定されていますので、**現在は0%VATが適用されるもの**と解されます。

・ RMC (Revenue Memorandum Circular)

2021-62 CREATEガイドライン (Q&A)

一般法人の税率は、**25%と20%** (中小企業向け) に区分されました。法律では、**20%税率適用要件**として課税所得金額 (500万ペソ以下) 基準と資産 (100百万ペソ以下) 基準を設定しています。この資産基準に関するQ&A及び追加控除可能費用に関するQ&Aです。取り扱いに疑問が生じた場合は、当局に相談する前にこのガイドラインを確認してみてください。

2021-68 新法に基づく四半期確定申告書の制定

CREATE法の施行により、一般法人税率は30% ➡ 25% (20%) に減税されています。ところが、3月期の四半期確定申告書は5月末が提出期限となっているところ、減税後の様式が制定されておらず、旧税率により申告納付することを当局は納税者に指示していました。ようやく、減税後の様式が制定されたものです。

すでに、旧税率で申告納税している企業は、来期以降で調整 (減額控除) することになります。(還付請求をしても還付されることは実務上難しいと考えます。)

2021-73 事業登録のオンライン化

事業登録のポータルサイトが準備され、利用の際に提出すべき質問表様式が制定されています。現在、各役所はコロナ禍での人的接触を避ける目的で、多くの業務をオンライン化しています。どこの国にも発生することですが、そのシステムの運用に関する大混乱が生じており、結局国民へのしわ寄せを招いているように見えます。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)